

一般事業主行動計画（両立支援）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 2月 1日～令和 5年 2月 28日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を80%以上にすること

女性社員については現在雇用がないため、雇用後相談する場を設ける

<対策>

- 令和 2年 2月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象社員を把握した場合は、代表者より制度の周知を行う。
- 令和 2年 2月～ 育休取得のリーフレットを社内掲示板へ掲示、オンラインで社内規定等をいつでも見れるようにする。